

第 19 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 4 年 1 月 1 1 日 (火) 午後 4 時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第 2 会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">2 番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">3 番 松原利志</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>4 番 米原章太郎</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>5 番 山本雅之</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>6 番 本田 博</td> <td style="text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>7 番 村岡幸枝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7 人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">欠</td> <td style="width: 33%;">山本一夫</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">吉田定夫</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>楠本幸孝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 4 人</td> </tr> </table>	1 番 青木君夫	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出	7 番 村岡幸枝	出	出席 7 人				吉田弘幸	欠	山本一夫	出	吉田定夫	出	山本 満	出	楠本幸孝	出	出席 4 人	
1 番 青木君夫	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出																										
4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出																										
7 番 村岡幸枝	出	出席 7 人																													
吉田弘幸	欠	山本一夫	出	吉田定夫	出																										
山本 満	出	楠本幸孝	出	出席 4 人																											
4 欠席委員	農地利用最適化推進委員 吉田弘幸																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	2 番 野見幸雄 委員 3 番 松原利志 委員																														
7 議事内容等	<p>(1) 議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (本泉)</p> <p>(2) 議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (片柴)</p> <p>(3) 議案第 57 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について</p>																														
8 報告事項	<p>(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p> <p>(2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について</p> <p>(3) 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用報告書について</p>																														
9 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p style="margin-left: 20px;">①令和 4 年 2 月総会</p> <p style="margin-left: 40px;">2 月 1 0 日 (木) 午前 9 時～</p> <p style="margin-left: 40px;">三朝町役場 第 2 会議室</p> <p>(2) その他</p> <p style="margin-left: 20px;">利用権設定の更新に係る出し手の記名押印対策について</p>																														
11 閉会	午後 4 時 4 5 分																														

1. 開 会	
事務局	<p>新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。 定刻になりましたので、ただ今から、第19回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>改めまして、皆さんごあけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。 さて、昨年末からの雪の始末、被害も出ているようですが、昨年の大雨の復旧対応も集落によっては差が出ているようで、耕作に支障が出るような事例もあるようですので、春になって耕作放棄地が増えることが無いような相談等対応をお願いいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、2番 野見幸雄 委員 3番 松原利志 委員、を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について(本泉)	
議長	<p>「議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について(本泉)」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について(本泉)」説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p>

	<p>申請者は、申請地に隣接して居住していますが、子供の帰省時において駐車スペースの確保に苦慮していたところ、隣接する申請地の譲渡について話がまとまり駐車場用地として転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、土地利用計画図に示しておりますように、現在の住宅に隣接して3台の駐車スペースを確保するもので、残地の一部は家庭菜園と活用の予定です。</p> <p>周辺の農地への影響は、既存の法面はそのままにし、土砂の流出等が生じないよう対処することとしています。</p> <p>また、雨水排水は町道側に新たに側溝を設置して放流することとしています。</p> <p>なお、隣接する農地はありません。</p> <p>転用計画の実現性につきまして、添付のとおり鳥取銀行倉吉中央支店の口座の残高証明書で資金を確認しておりますので問題は無いと判断したところです。</p> <p>以上のとおり概要を説明させていただきました。</p> <p>事務局としましての審査表を3頁に示しておりますが、転用について問題はないと判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>現地確認を行っておりますので、賀茂地区の委員さんから報告をお願いします。</p>
山本 農地利用最適 化推進委員	<p>当該農地の申請について、本日、午後3時30分に申請地におきまして、山本会長さん、事務局の大村専門員さんと、現地確認を行いました。</p> <p>現地の現況を確認したところ、内容はただ今の事務局さんの説明のとおりでありまして、計画通り実施されることで転用は問題ないと現地確認を行ったところです。</p> <p>以上、現地確認報告とします。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。</p>
議長	<p>皆さんご意見はありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第55号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第55号は承認されました。</p>

(2) 議案第 56 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について (片柴)
議長	「議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (片柴)」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	<p>それでは、「議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (片柴)」説明させていただきます。</p> <p>19 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本件は、農業振興区域の変更についての案件の折に概要を説明させていただいたもので、申請者は夫婦と子ども 2 人の 4 人家族で申請地に近い実家に居住していますが、子どもの成長とともに住居が手狭になったことから、農地転用を行い用地を確保して新たな住宅の新築を計画しようとするものです。</p> <p>申請地は、土地利用計画のとおり、住宅と併せて車 3 台の駐車スペースを確保することとしています。</p> <p>隣接する農地の境界につきましては、L 型擁壁を設置して土砂及び雨水の流出が無いよう計画されております。</p> <p>転用計画の実現性につきまして、添付のとおり山陰合同銀行倉吉支店の住宅ローン事前審査結果のお知らせのとおり取扱可能とされておりますので問題は無いと判断したところです。</p> <p>以上のとおり概要を説明させていただきました。</p> <p>事務局としましての審査表を 21 頁に示しておりますが、転用について問題はないと判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っておりますので、賀茂地区の委員さんから報告をお願いします。
2 番委員	<p>当該農地の申請について、本日、午後 3 時 30 分に申請地におきまして、山本委員さん、事務局の大村専門員さんと、現地確認を行いました。</p> <p>現地の現況を確認したところ、内容はただ今の事務局さんの説明のとおりでありまして、隣接する農地との境界には L 型擁壁を設置するなどして計画通り実施されることで転用は問題ないと現地確認を行ったところです。</p> <p>以上、現地確認報告とします。</p>
議長	それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。
議長	

	<p>皆さんご意見はありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 56 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 56 号は承認されました。</p>
<p>(2) 議案第 57 号 農地利用集積計画（利用権設定）について</p>	
議長	<p>「議案第 57 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 57 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>

	<p>議案第 57 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第 57 号は、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第 6 の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 4 7 頁からの「報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」につきましては、8 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思っております。</p> <p>最近の傾向としまして、町外の方が相続される届が増えております。今後の農地としての維持管理が適正に行われるかどうか、注視していく必要があると感じました。</p>
事務局	<p>続きまして「報告(2)農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について」でございます。</p> <p>本件につきましては、穴鴨地内及び久原地内での合意解約について通知があったものでございます。</p> <p>穴鴨地内の農地につきましては、解約後の耕作者が決定しておりますが、久原地内の農地につきましては、未だ決まっていないのが現状でございます。</p>
事務局	<p>続きまして「報告(3)農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用報告書について」でございます。</p> <p>本件につきましては、吉田集落内の農地（田）に防火水槽を町が設置するもので、用地につきましては集落が分筆して取得した後に町へ寄付する予定となっております。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、第 7 のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和 4 年 2 月の農業委員会総会の日程について</p> <p>【協議の結果】 2 月 1 0 日（木）午前 9 時からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です</p> <p>(2) その他について 利用権設定の更新に係る出し手の記名押印が、施設入所等で難しい事例があることから、これの対策について検討してもらいたいとの意見があった。</p>

議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p>【委員会終了：午前4時45分】</p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月11日

議 長

(記名)

議事録署名委員

2番 農業委員

(記名)

3番 農業委員

(記名)
